

平成25年3月21日
電子行政オープンデータ実務者会議
井上主査説明資料（案）

オープンデータ流通推進コンソーシアム
データガバナンス委員会における検討状況等について

平成25年3月21日
データガバナンス委員会主査
井上由里子



(1) 課題解決の方向性

- ▶ 国が保有する公共データを、広く国民が活用しやすくするためには、著作権の扱い等の利用条件をより自由度の高いものにしたり、明確化する方向で検討することが急務である。
- ▶ 上記の検討に当たっては、国が保有する公共データは税金で作ったものであり、国民共有の財産であるという観点を十分に踏まえる必要がある。

※なお、著作権がない公共データ(数値データ、法令等)については、著作権がない旨を表示する方法を検討することが必要。

課題解決の方向性	具体的内容と課題
(1)パブリックドメイン化	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>米国の立法例に倣い、国が保有する公共データには著作権が発生しないよう著作権法を改正すれば、利用者にとっては最も自由度が高まる。</u> × <u>一方で、著作権法の改正には長期間の検討が必要。</u> ※ 著作権法は、創作を奨励するためのインセンティブとして著作権という独占権を与える制度であるが、国民の税金を用いて作成される公共データの創出プロセスに著作権がインセンティブとして働く余地はないと考えられる。
(2)国の著作権の放棄	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>現行の著作権法の枠組みの下、著作権法によって自動的に付与された権利を国が自ら放棄することでも利用者の自由度は高まる。</u> × <u>一方で、著作権も国・地方公共団体の財産権の一部であり、国有財産法、地方自治法、補助金等適正化法等との関係において、権利放棄を行うことが適当かどうか検討が必要。</u>
(3)二次利用促進のための利用条件(ライセンス)の採用	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>欧州の一部や豪・ニュージーランドの例に倣い、国が著作権を有することを前提としつつ、二次利用を促進するために著作権の一部の不行使を宣言したライセンスを採用し、利用者にはわかりやすく利用できる範囲を表示し、個別の交渉なしにオンラインで処理できるようにしていくのが、効果が高く早期の実現が可能。</u> ※ 具体的にどのライセンスを選定するかを検討にあたっては、諸外国で採用されているライセンスとの互換性確保等の観点が必要(詳細は、P.13参照)。

著作権のある公共データについて、(1)と(2)の方法は、現行法の改正を含む中長期の検討が必要となる一方、オープンデータの早急な推進が求められていることを踏まえ、データガバナンス委員会では、簡便な著作権処理を行うことができ、かつ早期の実現が可能と考えられる(3)二次利用促進のためのライセンスの採用について検討する。

(2) 国内での採用が考えられるライセンスの検討

- ▶ 二次利用を促進するためのライセンス(利用条件)について、諸外国で利用されているライセンスを、国内での採用を想定して比較検討すると、以下ようになる。

ライセンスに求められる条件	Open Government Licence	Open License (LICENCE OUVERTE)	Open Data Commons License	Creative Commons License
諸外国と互換性のあるライセンスであること	○	○	○	○
出典表示が求められていること	○	○	○	○
提供時に条件の選択ができること (改変の可否/商用利用の可否)	△ (商用のみ)	×	× (改変時の承継の有無のみ)	○
制約の少ないライセンスであること	○	○	○	○
無保証に対応していること	○	○	○	○
複数の国(政府)で採用している実績があること	×	×	○	○



- ▶ 国内での採用が考えられるライセンスとして、上記の条件を満たす、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスで試行するのが望ましいのではないか。
- ▶ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの中でも、最も利用範囲が広いCC-BYを軸に試行するのが望ましいのではないか。
- ▶ データガバナンス委員会においては、CC-BY*を付与した場合の課題の洗い出しとその解決策の検討のため、今年度、情報通信白書、統計関連情報ホームページ等を題材にケーススタディを実施した。

※ CC-BYを付与することができない場合、それ以外のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(商用利用無しとするCC-BY-NC、改変利用無しとするCC-BY-ND等)の利用も検討。

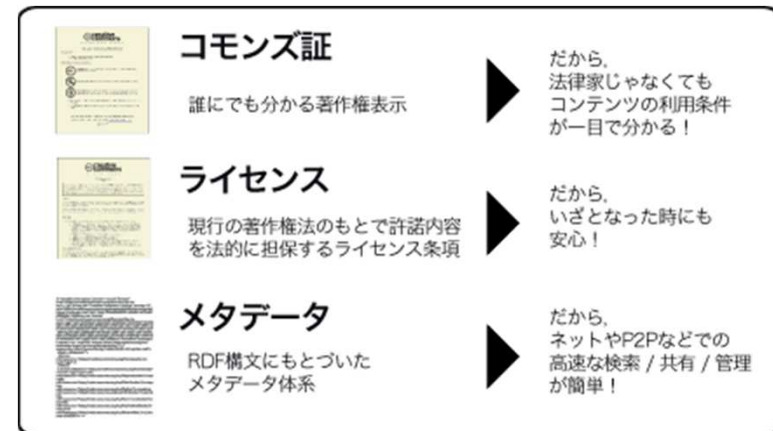
参考 1. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの概要

▶ 概要

- ▶ クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CCライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称。
- ▶ 2001年に組織が設立され、2002年にアメリカにおいて、ライセンスの最初のバージョンが公開されている。(日本では2004年に最初のバージョンが公開)
- ▶ CCライセンスはインターネット時代のための新しい著作権ルールの普及を目指し、様々な作品の作者が自ら「この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示をするためのツールである。
- ▶ CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができる。



▶ ライセンスの特徴

- ▶ CCライセンスは三つの要素によってその効果を保証しようとしている。
 - ① 法律に詳しくない人でもライセンスの内容がすぐに理解できる簡潔な説明文として、「コモンズ証」
 - ② 同じ内容を法律の専門家が読むために法的に記述した「利用許諾」(ライセンス原文)
 - ③ 検索エンジンが利用するための、作品そのもの(コンテンツ)に付随する説明的な情報である「メタデータ」



【出典】クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト(<http://creativecommons.jp/licenses/>)をもとにデータガバナンス委員会事務局作成

参考2. クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類・評価

イメージ	ライセンス名称	要求事項			公共データに適用する上での当委員会の評価
		出典表示	商業利用	改変	
	表示 2.1 日本 (CC-BY 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可する (著作者の人格権を侵害する改変は許可しない)	最も利用範囲が広いので、推奨。
	表示-非営利 2.1 日本 (CC-BY-NC 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可する (著作者の人格権を侵害する改変は許可しない)	電子行政オープンデータ戦略では、「営利目的・非営利目的を問わず」としている。
	表示-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	許可しない	改変(二次利用)を行うことができない。
	表示-非営利-改変禁止 2.1 日本 (CC-BY-NC-ND 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない	許可しない	電子行政オープンデータ戦略では、「営利目的・非営利目的を問わず」としている。
	表示-継承 2.1 日本 (CC-BY-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可	改変を許可するが、改変されてできた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。	同一ライセンス同士でなくては結合できないため、利用しづらい。
	表示-非営利-継承 2.1 日本 (CC-NC-SA 2.1 Japan)	必須 (タイトル、全ての著作者、URLを表示)	許可しない (改変されたものの商業利用も許可しない)	改変を許可するが、改変されてできた二次的著作物は、このライセンスと同一のライセンスを採用すること。	同一ライセンス同士でなくては結合できないため、利用しづらい。

【出典】 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト(<http://creativecommons.jp/licenses/>)等をもとにデータガバナンス委員会事務局作成

(3) ライセンスを採用する上での留意点 (例)

- 著作権がないデータ(数値データ等)が混在している公共データの扱い (例:統計関連情報ホームページ)
 - ▶ クリエイティブ・コモンズをはじめとするライセンスは、対象となる公共データに著作権があることを前提として作成されているため、著作権がない公共データをどのように扱うかという課題がある。
 - ▶ 仮に著作権がない公共データにライセンスを付与した場合、以下のような課題がある。
 - ▶ 本来は著作権がないものであるにも関わらず、著作権があるかのように表示される(負のラベリング効果)。
 - ▶ 本来は何の制約もなく利用できるはずの公共データに、出典の明示などの利用の制限が課される。

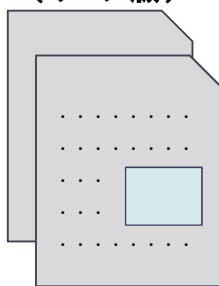
【考えられる対応方法(例)】

 - ・著作権がある部分とない部分を峻別した上で、それぞれの部分ごとに、著作権のない旨の表示/ライセンス表示を行う方法(ただし、この場合、データによっては、著作物性の判定に多くの労力がかかる可能性がある点には留意が必要)
 - ・全体として1つのライセンスを付与した上で、著作権がない部分については当該ライセンスの適用除外となる旨を明記する方法(参考) 豪やニュージーランドでは、著作物性の有無を判別した上で、著作権がないデータに対しては、“No known rights”と明示している。
- 第三者の権利や契約等による制約が混在する公共データの扱い (例:白書)
 - ▶ 国が著作権やその他の権利(肖像権、商標権等)を保有していない第三者の著作物が引用や転載などの方法で含まれている公共データの場合、ライセンスの表示に係る課題としては以下のようなものがある。
 - ▶ データの利用者にとっては、どの部分が第三者の著作物かがわかりにくい。
 - ▶ ライセンスを表示する際に、国が利用を許諾できない第三者の著作物の部分をどう扱うか(当該部分の削除する方法、あるいは、当該部分についてはライセンスの適用除外となる旨を明記する方法が考えられる)。
 - ▶ 調査委託時の契約書において、当該調査委託において作成される情報の二次利用を許諾する権利を発注者が得るようにするために契約書に盛り込むべき条件をどのようにすべきか。
 - ▶ 契約等によって国が利用を制限されている第三者のデータを利用している公共データの場合についても、ライセンスの表示にかかる課題として、上述と同様の課題が存在する。
- 個別法による制約のある公共データの扱い (例:気象業務法、測量法等)

(4) ケーススタディの検討フロー①

- ▶ 情報通信白書(ウェブ版)を対象に、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示ライセンス」(以下「CC-BY」)で公開するために必要となる検討を行った。
- ▶ 情報通信白書(ウェブ版)の全体をチェックし、①CC-BY適用不可候補箇所の抽出・分類、②CC-BY適用可否の確認、③CC-BY適用不可を明示の上、公開する。

情報通信白書
(ウェブ版)



※作業
手順

種別	内容	抽出	分類	確認	公開
表紙	表紙のデザイン	○	○	○	○
目次	目次のデザイン	○	○	○	○
本文	本文のデザイン	○	○	○	○
図表	図表のデザイン	○	○	○	○
写真	写真のデザイン	○	○	○	○
動画	動画のデザイン	○	○	○	○
音声	音声のデザイン	○	○	○	○
その他	その他のデザイン	○	○	○	○

※作業シートに記載

種別	内容	抽出	分類	確認	公開
CC-BY適用不可候補抽出					

① CC-BY適用不可候補箇所の抽出
・作業手順に則り、該当箇所を抽出・分類。

② CC-BY適用可否の確認(各担当)

- ・①で抽出・分類したCC-BY適用不可候補について、以下の作業を行う。
 - 照会先の特定
 - 第三者による二次利用の可否の確認
 - (必要があれば)著作権者等への二次利用許諾依頼
 - 確認結果及び依頼結果の整理
- ・作業負荷が大きい場合(特に過去の資料について)、CC-BY適用不可候補全てをCC-BY適用外とすることも考えられる。

③ CC-BY適用不可を明示の上、公開
・②の結果に基づき、CC-BY適用不可箇所を明示し、CC-BYを前提とした利用規約とともに公開する。

※二次利用許諾確認書の送付
※作業シートに結果を記載

種別	内容	抽出	分類	確認	公開
確認結果を整理					

※「CC-BY」とは、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示ライセンス」を指す。
出所を表示すれば、商業的な利用を含めて自由に利用できるという条件のライセンス。

(4) ケーススタディの検討フロー②

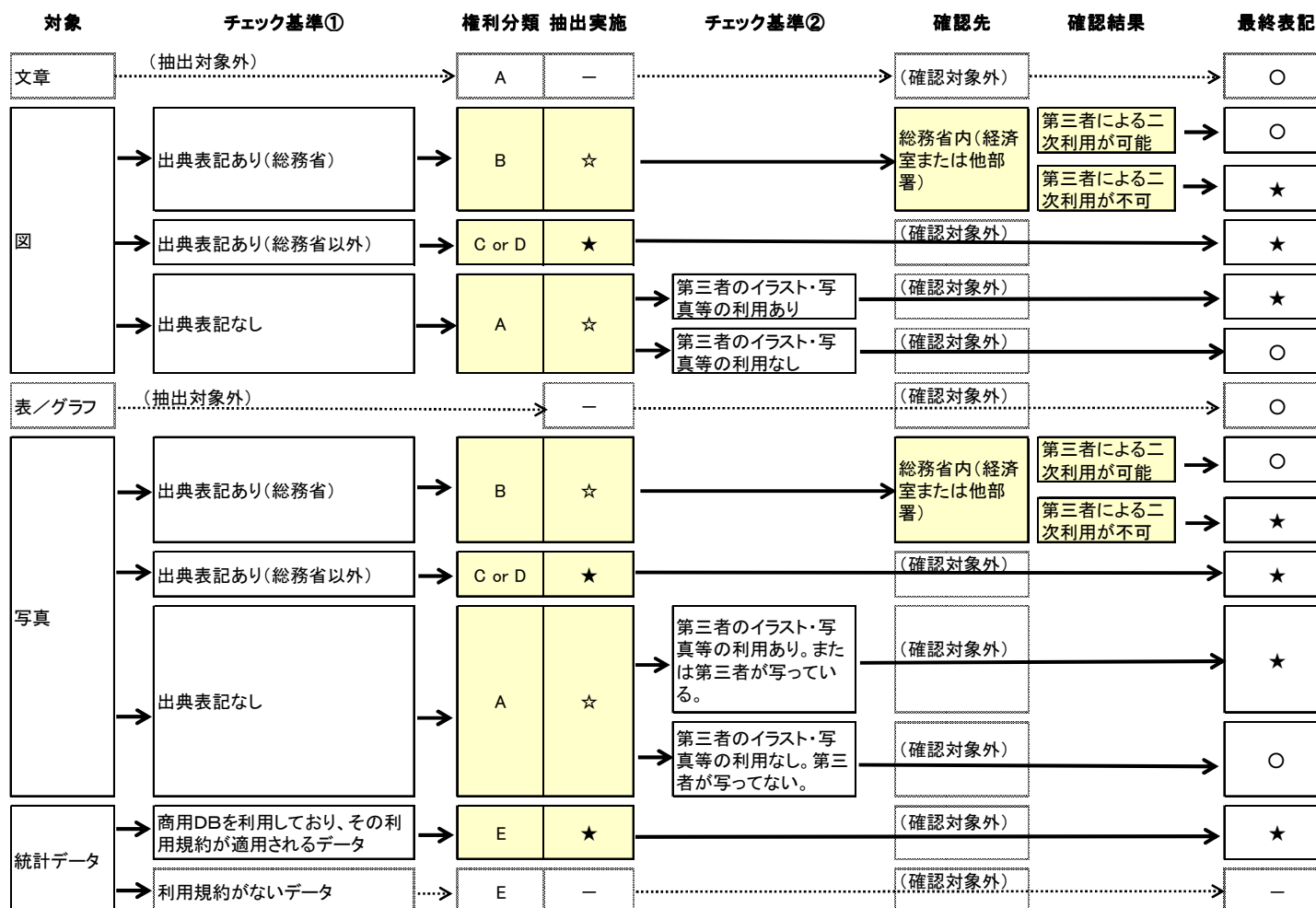
- ▶ 情報通信白書を構成する素材を検討した結果、具体的な作業手順としては、以下のようなものになる。
- ▶ 「○」はCC-BYを付すことができる素材、「☆」は確認が必要である素材、「★」はCC-BYを付すことができない素材として整理している。

対象	チェック基準①	権利分類	抽出実施	チェック基準②	確認先	確認内容	最終表記
文章	地の文書(引用箇所以外)	A	—	(抽出対象外)	(確認対象外)		○
	法令	E	—		(確認対象外)		—
	引用箇所(括弧でくられているなどし、出典表記が総務省)	B	☆		総務省内(経済室または他部署)	第三者による二次利用の可否	可 : ○ 不可 : ★
	引用箇所(括弧でくられているなどし、出典表記が総務省以外)	C or D	☆		総務省外(他の省庁、第三者)	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
図	出典表記あり(総務省)	B	☆		総務省内(経済室または他部署)	第三者による二次利用の可否	可 : ○ 不可 : ★
	出典表記あり(総務省以外)	C or D	☆		総務省外(他の省庁、第三者)	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
	出典表記なし	A	☆	第三者のイラスト・写真等の利用あり	第三者	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
				第三者のイラスト・写真等の利用なし	(確認対象外)		○
表/グラフ	出典表記あり(総務省)	B	☆		総務省内(経済室または他部署)	第三者による二次利用の可否	可 : ○ 不可 : ★
	出典表記あり(総務省以外)	C or D	☆		総務省外(他の省庁、第三者)	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
	出典表記なし	A	☆	第三者のイラスト・写真等の利用あり	第三者	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
				第三者のイラスト・写真等の利用なし	(確認対象外)		○
写真	出典表記あり(総務省)	B	☆		総務省内(経済室または他部署)	第三者による二次利用の可否	可 : ○ 不可 : ★
	出典表記あり(総務省以外)	C or D	☆		総務省外(他の省庁、第三者)	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
	出典表記なし	A	☆	第三者のイラスト・写真等の利用、または第三者が写っている	第三者	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
				第三者のイラスト・写真等の利用なし。第三者が写っていない	(確認対象外)		○
統計データ	商用DBを利用しており、その利用規約が適用されるデータ	E	☆		第三者	第三者による二次利用の可否/依頼	可 : ○ 不可 : ★
	利用規約がないデータ	E	—		(確認対象外)		—

※第三者については一次的には経済室内で担当者に確認(契約内容等)

(4) ケーススタディの検討フロー③

- ▶ データガバナンス委員会の委員からは、前掲の手順を簡略化した方が望ましいのではないかという意見が出ており、その意見を反映させた手順が以下になる。
- ▶ 省庁内で確認可能な素材については、担当者に確認を行って可能な限り自由な利用を許諾できるようにするが、第三者に確認が必要な素材は確認を実施せず、自由な利用の許諾を行わないという整理をしている。



(5) ケーススタディの結果

- ▶ 実際に確認が必要な素材を洗い出すと、平成24年版の情報通信白書のみで、665件の確認事項が生じた。
 - ▶ 総務省内で確認可能な素材が574件、第三者への確認を要する素材が91件と見込まれている。
- ▶ 簡易版でのチェックを行ったところ、125件の確認事項となった。
 - ▶ 全て総務省内で確認可能な素材と見込まれている。
- ▶ 簡略版への移行で確認をしなくて良くなったものは以下の通りである。
 - ▶ CC-BY適用不可候補 (665→125)
 - ▶ 文章 33件が抽出対象外
 - ▶ 表・グラフ 481件が抽出対象外
 - ▶ 図 22件がCC-BY適用不可
 - ▶ 写真 4件がCC-BY適用不可
- ▶ 平成23年度以前の年度についても調査を行っているが、おおむね数百件の確認事項が生じる。
- ▶ 近年のものについては確認先がわかるものが多いが、過去のものになると確認先が不明になるものも多いと考えられる。

(1) フルバージョンで実施した場合の集計

A (総務省が独自に作成しているデータ)	380
文章	6
図	47
写真	0
表・グラフ	327
B (総務省の委託調査で作成したデータ)	154
文章	2
図	67
写真	0
表・グラフ	85
AまたはB (AとBの区別がつかないもの)	40
文章	0
図	11
写真	0
表・グラフ	29
C (第三者から掲載の許諾を受けて引用)	3
文章	0
図	1
写真	2
表・グラフ	0
D (著作権法上認められた引用ルールに従って掲載・利用)	7
文章	1
図	3
写真	0
表・グラフ	3
CまたはD (CとDの区別が付かないもの)	81
文章	24
図	18
写真	2
表・グラフ	37
E (数値データや法令など、著作権の対象外のデータ)	0
文章 (法律の引用)	0
表・グラフ	0

(2) 簡易版で実施した場合の集計

経済室内の確認が必要なもの (総務省内他部署の物である可能性もある)	58
図	58
写真	0
総務省の他部署への確認が必要なもの	67
図	67
写真	0
CC-BYの対象外とするもの (もし利用したい場合は第三者への確認が必要なもの)	26

(6) 利用規約案①（情報通信白書を例として）

- ▶ 二次利用を促進するために利用規約案を、情報通信白書を例に検討した。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに準拠したものとしつつ、極力、平易な表現を心がけた。
- ▶ なお、本利用規約案は、府省のホームページ全体のものではなく、例えば、ケーススタディで取り上げた情報通信白書の掲載ページを対象としたものである点に留意いただきたい。

○ 情報通信白書は自由にご利用いただけます

・情報通信白書(ウェブ版)は、★印が付いている箇所を除き、どなたでも自由にご利用できます。商用利用も可能です。

○ 詳しい利用方法については、以下を御覧ください

【★印が付いていない箇所】

- ・情報通信白書に掲載している統計データ、表、グラフには著作権はありませんので、自由にご利用ください。また、情報通信白書に掲載している文章や図、写真の著作権は、総務省が保有しますが、自由にご利用いただけます。なお、利用する際には、出所の表示をお願いします。(→[出所表示の記載例を見る](#))
- ・★印が付いてない箇所は、著作権がない情報、又は、著作権があっても「[クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本](#)」での利用が可能な情報です。

【★印が付いている箇所】

- ・★印が付いている箇所は、総務省以外の第三者が著作権を保有していたり、著作権以外の利用制約(例:肖像権や商用データベースの利用条件など)があるため、自由には利用できません。第三者が著作権を保有している場合は、著作権法の引用ルールの範囲内をご利用ください。(→[著作権法の引用ルールを見る](#))(→[出所表示の記載例を見る](#)) 著作権以外の利用制約がある場合は、個々の制約条件を順守してください。

○ 免責事項

- ・掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、万が一、誤りなどありましたら下記までご連絡ください。
- ・なお、情報通信白書に掲載している情報を用いたことで、利用者に損失等が発生した場合でも、総務省は責任を負いかねます。

○ 情報通信白書に関するお問合せ先（以下の掲載内容は仮です）

・総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 情報通信経済室
TEL:03-5253-5744 e-mail:info_hakusyo@soumu.go.jp
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

(7) 利用規約案② (過去データ等の場合)

- ▶ 情報通信白書のように、★マークを付ける作業を行うことが難しい場合(特に過去のデータについて)は、下記に示す利用規約案を用いることも考えられる。
- ▶ 前述のケーススタディのように権利関係の確認を緻密には行わずに公開し、第三者が権利を保有している箇所等は利用者に出典等を元に判断していただくようにする。
- ▶ 総務省名義の素材も他社の権利を含んでいる可能性があるが、それも利用者の判断で利用していただくようにする。総務省で権利関係の整理が不十分であった場合の損害も、利用者が責任を負うこととする。

○ ご利用にあたって

・〇〇に掲載している情報は、下記の2)に該当する場合を除き、どなたでも自由にご利用できます。商用利用も可能です。

1) 自由に利用できる情報

- ・情報通信白書に掲載している統計データ、表、グラフには著作権はありませんので、自由にご利用ください
- ・情報通信白書に掲載している文章や図、写真のうち、特に出典表記がないもの及び、総務省名で出典表記があるものは総務省が著作権を保有しますが、自由にご利用いただけます。なお、利用する際には、出所の表示をお願いします。(→[出所表示の記載例を見る](#)) (「[クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本](#)」での利用が可能な情報です。)

2) 利用する際に制約条件等がある情報

- ・総務省以外の第三者が著作権を保有している箇所については、著作権法の引用ルールの範囲内でご利用ください。(→[著作権法の引用ルールを見る](#)) (→[出所表示の記載例を見る](#))
- ・著作権以外の利用制約(例:肖像権や商用データベースの利用条件など)がある情報を利用する際は、個々の制約条件を順守してください。

○ 免責事項

- ・掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、万が一、誤りなどありましたら下記までご連絡ください。
- ・なお、掲載している情報を用いたことで、利用者へ損失等が発生した場合でも、総務省は責任を負いかねます。

○ お問い合わせ先 (略)

(8) 利用規約案③ (今後作成するデータ等の場合)

- ▶ 情報通信白書で用いた★マークは、自由に二次利用できない箇所を明示することで、その他の箇所が自由に利用できることを示す試みである。しかし★マークのデータを利用したい場合、利用制約が第三者の著作権なのか、著作権以外の利用制約なのかは明確になっていない。これは過去のデータにおいて、確認作業を行う作業負担等を考慮したものである。
- ▶ 今後作成するデータについては、白書の出典等の表記を予め定めておくことで、どの素材が著作権で制約されているのか、どの素材が著作権以外で制約されているのかがわかるようにすることができる。2)の【】内の言葉が表記されている素材については、利用する際に制約があるという整理である。
- ▶ また総務省名で出典表記をする場合は確実に権利処理を行う。権利処理ができない場合は、2)【】の表記を利用する。

○ ご利用にあたって

・〇〇に掲載している情報は、下記の2)に該当する場合を除き、どなたでも自由にご利用できます。商用利用も可能です。

1) 自由に利用できる情報

- ・情報通信白書に掲載している統計データ、表、グラフには著作権はありませんので、自由にご利用ください
- ・情報通信白書に掲載している文章や図、写真のうち、特に出典表記がないもの及び、総務省名で出典表記があるものは総務省が著作権を保有しますが、自由にご利用いただけます。なお、利用する際には、出所の表示をお願いします。(→[出所表示の記載例を見る](#)) ([クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1 日本](#))での利用が可能な情報です。)

2) 利用する際に制約条件等がある情報

- ・総務省以外の第三者が著作権を保有している箇所については、著作権法の引用ルールの範囲内でご利用ください。(→[著作権法の引用ルールを見る](#)) (→[出所表示の記載例を見る](#))

【表記例:「出典:〇〇調査(〇〇社)」】

- ・著作権以外の利用制約(例:肖像権や商用データベースの利用条件など)がある情報を利用する場合は、個々の制約条件を順守してください。

【表記例:「注:上記の写真には肖像権があります」「注:商用データベースサービスの利用規約により二次利用できません」等】

○ 免責事項

- ・掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、万が一、誤りなどありましたら下記までご連絡ください。
- ・なお、掲載している情報を用いたことで、利用者に損失等が発生した場合でも、総務省は責任を負いかねます。

○ お問い合わせ先 (略)

(9) 契約書に盛り込むべき条文案

- ▶ 今後作成するデータのうち、事業者等に委託して作成する場合には、委託契約書の条文に以下の3点を盛り込むことが望ましい。
 - ▶ ①新たに作成した著作物の著作権は総務省に譲渡する。
 - ▶ ②新たに作成した著作物について、総務省及び総務省以外の第三者が利用する場合に著作者人格権を行使しない。
 - ▶ ③二次利用に制約がある既存著作物と新規成果物(総務省に著作権譲渡)が区別できるようにする。

- ▶ 以下に、総務省及びコンソーシアム事務局企業の標準的な契約書を参考に条文案を例として示す。

(甲:総務省 乙:受託者)

第〇条 著作権及び著作者人格権

- 1 乙は、乙が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物(以下「新規著作物」という)の著作権第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。
- 2 乙は、甲及び新規著作物を利用する第三者に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に乙が従来より有している著作物または第三者の著作物(以下「既存著作物」という)が含まれている場合、既存著作物の著作権は乙または当該第三者に留保される。成果物納品の際には、既存著作物と新規著作物の区別がつくように留意するものとする。

① 著作権を甲に譲渡する旨を記述

② 第三者が二次利用する場合にも著作者人格権を行使しない旨を記述

③ 二次利用に制約がある既存著作物が区別できるようにする旨を記述

(10) その他留意すべき事項

- ▶ データガバナンス委員会では、今後オープンデータ化を行うに当たって、以下の5つの事項について検討を行う必要があると認識しており、今後政府において検討を行うことが望ましい。
 - ① マニュアルの作成等
 - ▶ 実際にデータを公開する際に利用条件を選択するための手順等を記載したマニュアルを作成し、各府省で共有する。
 - ▶ 一連の業務の中で、データの公開を前提として業務が進むように外部委託方法等も含めて業務フローを見直す。
 - ▶ 各府省の担当者が個別に公開手続きを行うのではなく、諸外国で用意されているようなデータ公開の支援ツールを用意する。(例: AusGOAL等)
 - ② 職員向けの研修
 - ▶ 利用条件の選択について、統一的に行うための研修を実施する。
 - ③ 利用者向けのヘルプデスク・府省の担当者向けのヘルプデスク
 - ▶ 現場職員に疑問が生じた場合に問い合わせができる職員向けヘルプデスクを設置する。
 - ▶ 利用者が疑問を感じたときに問い合わせができる利用者向けヘルプデスクを設置する。
 - ▶ 多く寄せられた問い合わせ内容については、④に示すFAQに掲載する。
 - ④ 利用者向けFAQ・職員向けFAQの作成
 - ▶ よくある問い合わせ等については職員向けのポータルサイト等にFAQを作成・掲載する。
 - ▶ 利用者向けの問い合わせについてもFAQを作成する。
 - ⑤ リスク対策とノウハウの蓄積
 - ▶ 公開したデータに関するクレーム等が生じた場合に、担当者個人の責任問題とならないような対策。
 - ▶ 類似のクレームが複数発生した場合には、対応のノウハウを蓄積して、各府省で共有する仕組み。

(11) 電子行政オープンデータ実務者会議への提言

- ▶ データガバナンス委員会は、これまでの検討をもとに、以下を提言する。実務者会議におけるオープンデータ推進に向けたルール整備の参考としていただきたい。
 - ▶ 政府が保有する情報をだれでも自由に利用できるようにするために、本来は著作権が生じないように法改正することが望ましい。しかし、法改正には時間がかかることから、今回、データガバナンス委員会で作成した利用規約案をもとに、二次利用を促進するための利用規約について実務者会議で検討し、データホルダーに対して提示していただきたい。なお、利用規約は、ホームページ全体に付すのではなく、二次利用可能な範囲(例えば「情報通信白書掲載ページ」など)を対象とすることを考慮していただきたい。
 - ▶ 統計データ等は著作物ではないため著作権の保護対象にならないことを、利用者にわかりやすく説明する必要性を、データホルダーに示していただきたい。
 - ▶ 今回のケーススタディからもわかるように、過去のデータを二次利用可能にするためには多大な労力を要する場合がある。過去のデータについては、ニーズや作業量、費用対効果等を考慮して対応することが望ましい。ある程度は利用者の責任・判断で利用する場合もある。過去のデータを二次利用可能にする手順・方法については、今回のケーススタディを参考にいただきたい。
 - ▶ 今後新たに作成するデータについては、例えば委託調査の契約の際に二次利用を可能にする契約条文(今回、ひな形を提示)を盛り込むなど、データホルダーが二次利用を前提とした作業を行なうことができるような環境整備を行なっていただきたい。
 - ▶ 政府の保有する情報の二次利用を促進するためには、利用規約の改定以外にも、マニュアルの作成、職員向けの研修、利用者向け／職員向けのヘルプデスクやFAQ、リスク対策とノウハウの蓄積等、様々な環境整備が必要である。政府はこれらの点も並行して検討し、早期に進めていただきたい。